

意見発表者から頂いたご意見

氏名(五十音順)	府県	市町村	所属・役職等	頁
片淵ふさ子氏	滋賀県	甲賀市	エコライフ in 甲賀	p.1
谷伊八氏	滋賀県	大津市	大鳥居開発協議会	p.2
南部政一氏	滋賀県	大津市	大戸川ダム対策協議会 会長	p.3
門馬三郎氏	滋賀県	大津市		p.6

「大戸川ダム計画見直し」についての意見
エコライフ in 甲賀 片瀨ふさ子

ダムを作ることに反対します。

- 理由
1. 水質を悪化させます。
 - ” 2. 地元住民の意見からの計画でなかった為、反対者が多いです。
 - ” 3. 昭和 40 年代からは氾濫が激減しています。
 - ” 4. ダムになる湖水面積分の植物が伐採され、炭酸同化作用が減り、地球温暖化が進みます。京都議定書に反します。
 - ” 5. 日本の国には 700 兆円を超える赤字があります。工事代の為にこれ以上赤字を大きくしてはなりません。
 - ” 6. ダムの水位管理は難しく、昨年と一昨年前には、ダムに溜めていた水を大雨の際に下流に放出し、洪水を起こしています。治水の目的に沿いませんでした。利水と治水の目的を持つダムの水位操作は人間業では難しいです。
 - ” 7. ダムで遊べるようにすると人が来て地域の活性化が出来る、と絵を描くようですが、黒四ダム以外は観光客を呼び込めていない状態です。

滋賀県知事、議会議員がダムを造るように要望しているようですが、アメリカですらダムを懐している現代、以上の理由を上げ、造る事には反対をします。

「ダムの対案」として提案します

1. 河川敷の利用

河川敷は、あくまで大雨の際の水の一時保留場所であるべきです。氾濫を防止する為、ダムの治水に代わるものとして水を少しでも溜められるように低くするべきです。したがって、スポーツの為や散策等の為に高くした地面は低くするべきです。大雨で地面が姿を変えたときは土木工事で徐々に整備すれば良い事です。本来、川は水を流す為のもので、陸上の遊びに使うのは邪道と言うものです。芝生を貼って除草剤を撒いてゴルフ等をする事は、川の水中生物をそして人間の生息を駄目にしていきますから特に反対です。

2. 緑のダムを創出

杉、ヒノキだけでなく、ブナ、栃などの保水力のある広葉樹木を山に植えていきます。

以上

平成 17 年 8 月 22 日

淀川水系流域委員会との意見交換会

意 見 書

一 ダム建設に伴う集団移転者の心情を無視したダム中止の発表

- ・平成 17 年 7 月 1 日の新聞報道によりダム中止を知り驚きと怒りを覚えるものである。
- ・我々は国の計画するダム建設事業に対して三十余年間に亘りその選択に苦渋してきた。
- ・我々はダム建設と言う国の施策がために先祖伝来の故郷を開け渡した。
- ・この度の水没する移転住民を無視した一方的な事業中止に対し不信を感じる。

二 集団移転の経緯

- ・昭和 43 年に建設省（現、国土交通省）琵琶湖工事事務所が予備調査を開始。
- ・昭和 52 年大鳥居町大戸川ダム対策委員会発足。
建設省が実施計画調査を開始し地元に対し事業説明会を再三開催、
住民の意志の疎通を図ることが出来なかった、
- ・昭和 56 年に対策委員会を解散。
町内は大混乱となり自治会組織も崩壊、
その後「建設省、滋賀県、大津市」が事業にかかる懇談会を再三に亘り開催
事業協力の要請、
- ・昭和 59 年 6 月大戸川ダム対策委員会再発足。
- ・国、県、市、地元との再三に亘る懇談会による町内混乱の收拾をはかる。
- ・昭和 61 年に基本協定に調印。
- ・平成 6 年に大戸川ダム事業に伴う集団移転の条件としてダム湖周辺環境整備に併せ地域の歴史と文化を継承しつつ、将来に向けての地域の新たな活力となる経済効果の発展を目指し、多くの課題を残しつつ集団移転を決断した。
- ・大鳥居町「集落跡地」には現在も住民の守り本尊が事業の進捗と集落の安泰を見守り鎮座している。（事業の進捗に併せて移転する事を条件に約束が出来ている）
- ・平成 10 年より三ヶ年を通じて地元独自で地域の文化を生かし時代に則した調査検討を重ね地域整備計画の基本的な事項をまとめ平成 13 年 6 月 7 日付けにて整備計画書を関係機関に明示しダム湖畔公園整備計画に誠意を以っての取組みを提示している。

三 河川法改正に係る淀川水系流域委員会提言の（ダム中止）撤回について

- ・集団移転した住民の心情の理解が得られていない中での事業中止。
- ・集落の守り本尊の安置。
- ・集団移転は完了し仮生活はしているが生活安定対策が未整理。
- ・ダム事業に対し直接関係のない皆様は我々集団移転住民に対し不必要な経費を費やしたと冷やかな目で見られている。

平成 17 年 8 月 9 日

移転住民 谷 伊八

大戸川ダム建設事業に対する意見書
大戸川ダム対策協議会

大戸川ダム建設事業については、本来、淀川下流地域の高水流量を調整するための上流ダム群の一つとして、また、大阪府、京都府などの利水を調整するために国の直轄事業として、昭和46年の淀川水系工事実施基本計画に位置付けられたものであります。

昭和53年の実施計画の調査に着手して以来、平成元年には建設事業の採択、平成6年には大戸川ダム損失補償基準妥結調印を行い、平成10年の水没地の大鳥居地区移転完了を契機に今日まで付け替え県道「大津信楽線」の工事の推進や水源地域整備計画に係る各種事業を実施・協力して参りました。

こうした中で、先の淀川水系流域委員会の見直し意見に対する各種調査の結果を希望を抱きながら心待ちに要望を重ねて参ったところであります。

ご承知のように同ダムについては、下流地域の治水のため、苦渋の選択をいただいた水没地域住民の大変なご理解を中心に、関連用地を提供いただいた地元住民の協力などにより円滑な事業推進が図られてきたものであります。

去る7月1日に近畿地方整備局より大戸川ダムをはじめとする淀川水系の5つのダムについての方針が発表されました。

しかるに今回の方針の内容は、こうした今日までの永年積み上げられてきた住民との信頼関係を一挙に損なうものであり、また、地元住民の期待を大きく裏切るものであり、到底承服できるものではありません。

よって、次に淀川水系大戸川ダムについての方針に関する意見を列記するものです。

利水

- (1) 大戸川ダムは、長年の経過、歴史等から利水、治水等の多目的ダムとして、積み上げてきた計画樹立と認識している。今回、下流域の一方的な利水の撤退方針等から利水ダムとして不用、治水ダムとしてはコスト面から割高等となることから、当面実施しない位置付けをなされたものであるが、計画当初から今日まで、利水面について、どのような変化があったのか、年次別のデータで説明されたい。ちなみに、新規利水や工業利水等については、平成17年度の公表時から減傾向にあるものではなく、過年度から既に顕著な傾向は示されていたと考えるが、何故、今、見直しの論拠になされるのか甚だ疑問であることから意見とする。

治水

- (1) 現在の宇治川、淀川、瀬田川、大戸川の流下能力や河川整備状況では、水害等の災害対策は安全、安心ではないことから、大戸川ダムによる洪水調整能力は下流域を含み、治水対策上、必要と考えるが、治水対策に係る各河川の整備状況と今後の河川整備計画についての報告と早急な策定を求め意見とする。
- (2) 大戸川ダムは宇治川や淀川の洪水を防ぐとともに、琵琶湖の洪水対策にも密接に関連している。これは瀬田川洗堰で琵琶湖の水位が調整され、下流域に大雨が降る時は、洗堰を全閉して、下流域の洪水を防ぐものだが、逆に上流の琵琶湖沿岸は浸水の危機にさらされるものである。

この時に大戸川ダムの機能は水を溜め、琵琶湖の水を優先的に下流に流し『琵琶湖の水位が下がった時に放流できる信号待ちの機能』をあわせ持ち、上、下流の対立の解消並びに琵琶湖と大戸川流域の基本治水等が確立できるダムである。

ダムを保留とする場合、治水の安全性や治水の代替案の詳細について、明確に開示すべきと共に、特にダムがなくても災害はなく安全である確証のある根拠があるならば、関係住民に説明願うことを意見とする。
- (3) 天ヶ瀬ダム再開発が利水、治水を含み大戸川ダムに対し、ポイントとなる文言が見受けられるが、再開発事業が進展しない場合、大戸川ダムの洪水調整能力や琵琶湖利水に期待をせざるを得ない事とならないのか。大戸川ダム保留の中、天ヶ瀬ダムの再開発の見通しについて、具体的にデータ等を以て、実現の確実性等を含み、天ヶ瀬再開発の熟度の高さを説明願いたく意見とする。
- (4) 大戸川は風化花崗岩等の流入がある地域であることから、河道の土砂堆積は幾多の箇所で見認められ、流量の確保には浚渫や河川拡幅、河床の切り下げ工等が必要となることが考えられ、下流域においても、河道改修等に一定の護岸整備等が必要と考えられる。にも関わらず、大戸川治水対策として、ダム以外の対策案の方がコストの観点から有利とされている。

よって、治水ダムと河道改修等のダム以外の対策案のコスト比較データがあれば説明願いたく意見とする。(滋賀県ではなく国交省が試算されたデータベース)
- (5) 淀川水系における治水の根本的な課題について、瀬田川洗堰の全閉ルールのあり方や琵琶湖の治水や上流に負担を強いることとならない総合的な判断が重要である為、この基本的な考え方の再整備の必要性を意見とする。(水源地域が犠牲等にならない方策等) 利水面の事情が優先されているが、琵琶湖周辺などの洪水被害を軽減する治水面こそ水源地域に生活し居住するものにとっては最優先課題である。

異常湧水対策

- (1) 大戸川ダムが琵琶湖に流入せぬ河川として、その存在意義や機能は貴重なものがあり琵琶湖の湧水時等や下流域の湧水にその機能が発揮されるものである。

各ダムの縮小や見送り等により、琵琶湖の利水に含んでいた湧水対策分は琵琶湖の通常水位を現行より 7cm 上げて対応するとのことであるが、琵琶湖岸の洪水等に伴い沿岸に浸水の危

険性が高まることとなる。琵琶湖自体を下流域の利水と災害対策から守り、ダム化するもので、安全性の確保措置について、琵琶湖への流入河川の現状等と 7cm 上昇時の流入河川の計画についての比較説明を求め意見とする。又、これが要因で人災となる浸水事故等が発生した場合の具体的な補償基準、改善策を求め意見とする。

環境への影響

- (1) 環境への影響については、災害等からの人命、財産を守ることを最優先課題として、環境保全対策等は次善の策として取り組んで頂く事を意見とする。

県道付け替え整備と水源地域対策特別措置法

- (1) 県道は幹線道路であり、大津市牧から甲賀市黄瀬間の約 8.8km で幅員を現在の県道の倍とする約 11m の計画で工事が進展しており、約 218 億円の総事業費(国が 77%、県が 23%負担)で 1999 年に着工し、2005 年 3 月末現在、全線の約 1/3 に当たる約 2.9km において、工事が進んでいるものである。

本年度は大津市側の 5 カ所で県道の拡幅や迂回路の建設など、計約 9 億円の付帯工事が計画されている事と高架橋等が部分的に建設されていることから、今後も継続して実施のうえ、速やかに通行出来るよう計画どおり完成させて頂きたい。

ダム関連の道路整備など十事業の内六事業が未着手の現状であることから、ダムと一体となって今日まで来ている中、国が責任を持って計画どおり遂行して頂きたい。

よって、当該事業の進捗状況と今後の推進手法等について、当該年度と中長期的な計画内容について説明願いたい。また、具体的な協議調整のタイムスケジュールについても明らかにされることを意見とする。

最後に永年、大戸川ダム建設事業に絡み大戸川の河川整備がなされていない現状から同河川において、昨年集中豪雨による足羽川の河川決壊等と同様の被害が発生した場合は誰がどのように補償等をなされるのか。この機会に総合的、計画的な治水対策を求め意見とする。

発表用資料 大戸川 ダムについての私の意見

平成17年8月22日

1. 7月1日に局の「方針」が出された。これは長年「調査・検討」された結果と有る世論の建設・中止の意見も認識し、「当面実施しない」と示している。
今まで「建設促進」と声高に叫ばれて来た。今また、同じく「建設促進」と叫んでも「当面実施しない」の方針が「実施する」に方針変更が望まれるのか！
「百年河清を待つ」「百年ダムを作らず」
「関係者と調整し計画内容の確定」(住民意見を反映)

高時川は

河道内の樹木の伐採をしようとしぬ所有者。運命共同体の一人なのに何故 被害減少に消極的なのか？果たして「洪水発生」を全住民が挙げて危険視しているのか。全住民が挙げて一致協力しているのか。

大津放水路

綺麗な優秀作品。水害被害は発生予測はしがたい。被害は少ないのでは無いか。
「鶏を割くに牛刀を用う」過大投資。
その費用で大戸ダムは出来ていたのでは？ 洪水対策の優先性(プライオリテ)

環境・費用

全ての面で環境配慮は見られない。費用(予算づけ)は見とうしはあるのか？
琵琶湖・淀川流域圏の再生計画 近畿整備局 企画部

- (局も委員会も発表内容が複雑・表現が重複で、簡単・率直には理解しがたい)
(小泉首相のごとく One a phrase でお示し下さい)